

議第百二号

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「以外の」の下に「養護老人ホーム、」を加え、同条第五項中「行われている」を「行われる」に改め、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第十二条第七項ただし書中「行う養護老人ホーム」を「行う場合」に、「場合に」を「とき」に改め、「できる」の下に「こととし、サテライト型養護老人ホームに置くべき第一項第三号ただし書の主任生活相談員については、常勤換算方法で、一以上とする」を加え、同条第十項ただし書中「、第一項第五号の看護職員については」を削り、「にあつて」を「又は指定特定施設入居者生活介護（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第二百二十二条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第二百六条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）若しくは指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき第一項第五号の看護職員について」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、介護サービスを提供する養護老人ホームの職員に係る配置基準を緩和する等のため、この条例を定めようとする。